

平成24年度 第12回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年11月1日（木）午後1時半
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第12回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年11月1日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第17号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
議案第18号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について（教育指導担当）
- 3 平成25年青梅市成人式について（社会教育課）
- 4 青梅市指定管理者選定委員会の協議結果について（社会教育課）
- 5 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市民会館運営審議会議事録（文化課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 第9回おうめ子ども俳句コンテスト実施報告（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の制定について（施設課）
- 2 平成24年度（第30回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について（文化課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成24年度第12回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、7月24日開催の第6回臨時会および8月2日開催の第7回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第6回臨時会および第7回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第8回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 10月の末から、「アートプログラム青梅」が始まっています、ほとんどまだ回り切っていないんですけども、やはり初日、2日目あたりのところは、結構大学生らしい方が市内を歩いていて、いい雰囲気だなと思いました。1人だけではなくて、何人かで連れ立ったりとか、いわゆるペアの方も結構いらっやいましたし、とても活気のある雰囲気が出ていて、まだ3週間ぐらいありますけれども、そういう方たちと一緒に、これからの青梅についてまたいろいろ話し合うことができればいいなと思いました。

【委員】 10月27日(土)に、青梅市・青梅ガス・JA西東京が主催しております「みどりのカーテンコンテスト」の表彰式が行われまして、ことしは団体部門ということで、最優秀賞は東芝青梅事業所だったんですが、努力賞として青梅市立第五小学校が選定されました。植物は、主にゴーヤですけども、アサガオを使ってもいいし、つる性の一年草を幅1.8メートル以上で植えてくださいという内容で応募をしてもらったんですけども、第五小学校が頑張っていたので、ぜひほかの学校もふるってご参加をいただいて競っていただければと思います。このゴーヤなども毎日水やりしないと枯れてしまうとか、プランターなどでやっている場合、プラン

ターのところを日陰にしないと、やっぱり枯れてしまうとか、いろいろお世話をしなければいけなくて、そういう面でも理科の関係でいいんじゃないかという気もいたしますので、ぜひご検討をよろしくお願いします。

【委員】 秋の青梅の文化祭行事が、開催されておりまして、たくさんの方が発表者として参加していらっしゃる。そうすると、それをまたたくさんの方が見に来てくださるということで、大勢の方が文化に参加するということがすごくすばらしいなと思って見ております。

「アートプログラム青梅」、外部の若者に対する発信力というのがすごくあるなと思って見ています。あと、市内に学生さんの作品が50近く展示されているというのは、なかなか味わえないことだと思うんです。ただ、現代アートというのは、ちょっと理解をするのに、ある程度の知識だったりとか、作品の背景がわかっていると、よりとつきやすいというところもあるので、市民の普通のおじさん、おばさんとか、子どもたちが見に行くのに、学生さんが案内をしてくださる日があったんですけど、そういう機会がもう少しあって、近所にそういうアートがあるというのを、市民の方が自然に楽しめるようにもう一步踏み込んでいただくと、うれしいなと思って見ております。

【教育長】 「アートプログラム青梅」も今年10回目ですので、非常に根づいてきたと思っています。市の方からの支援もありまして、「アートプログラム」だけじゃなくて、「アート・ジャム」とかそのほかの団体もあります。文化がそういう市民の手でつくられていくというのが、非常にいいことだと思っています。「アートプログラム青梅」の方は10年ですので、総括といえますか、代表の方とか、あるいは側で支えていただいている人に、講演会でもしていただけたらいいのかな、また広がりが深まるのかなと思っています。

それからもう一つ、先日10月27日（土）ですけれども、委員長と一緒に参加をさせていただきました第七小学校と第六中学校の合同の音楽会について少しをお話をさせていただきます。

この音楽会は、校長先生のお話に続きまして、小学校と中学校の校歌斉唱から始まりました。小学校6年生の中には、中学生と一緒に第六中学校の校歌を歌っている児童もあり、来年入学する学校の校歌と一緒に歌える子どもは大変すてきななと思いました。そして、この二つの学校が地域に根差した学校であることを再確認しました。ほかの学校でも、小・中合同の行事があるわけですけれども、こういった音楽会等を行っていただけたらいいかなと感じたところです。

それから、小・中合同の合唱の前に、小学校の児童会と中学校の生徒会のそれぞれの代表から、いじめを学校からなくすためにはどうしたらいいかというような取組や、メッセージが語られていました。この音楽会に参加した保護者、それから地域の方々は、学校が子どもたちをしっかりと育てていることを知って、大変安心したのではないかと私は感じました。音楽会とか、あるいは運動会、そしてこの授業参観、そういったことがとても大切な学校行事であると感じ、とてもよい合同音楽会に参加できて、うれしく思ったところです。

【委員】 先ほどの「アートプログラム」の件なんですけど、市と教育委員会の共催だということですが、どうも学校の先生方はわかっていないんじゃないかなと。辛口で申しわけないんですけど

も、校長先生の中に、その辺を全く認識されていない方がいるやに聞いていますので、市が後援とかそういうのではなくて、これは完全に市・教育委員会共催の事業であることなので、少し教育委員会としても学校の方にもっと働きかける。要するに「アートプログラム」の代表を初め、そっちの方たちの動きをサポートするだけではなくて、教育委員会としても少し具体的な動きをしていくことが、この10年の節目に必要なじゃないかなということのを少し思っています。

【委員長】 私からですけれども、スポーツの秋、読書の秋、芸術の秋、文化の秋、食欲の秋、学問の秋と、秋がいっぱいありまして、こちらもいろいろな対応で悲鳴を上げるくらいでございますけれども。

この間、霞台中学校の発表会が26日にございましたね。このことについて、ちょっと感想を含めて。新しい観点にもとづく学習評価の推進校ということで発表をいただいたわけですがけれども、授業を見せていただいて、教科・領域全部含まれていましたね。特別支援も含めて。やはり新しい学習指導要領の趣旨を酌んだ試みがなされていて、先生方の意欲を感じました。それぞれがとてもいい授業だったと思います。それから、発表の内容についてはまだ緒についたという感じで、そう言うては教育指導担当主幹には申しわけないんですけれども、もう少し深く取り組むことが必要かなと感じました。

もう一点なんです、その貴重な発表の機会が周知されていないということを感じました。私も指導室からの問い合わせで知ったぐらい、周知がされていない。中学校長の中にもご存じない校長先生がいらっしゃるもあり、そういう状況をやはり今後につくらないようにしていきたいなということを感じました。また、地域の方々の参加も皆無とっていいくらいでした。それから、前向きの授業の取組というのに、市内の一般の先生方の参加がないとっていいくらい見受けませんでした。そういうことは非常に残念なことだなというふうに思いました。

ありがとうございました。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料1「平成24年第3回市議会（定例会）報告」にもとづきまして、ご報告申し上げます。

1ページをご覧ください。

9月議会の会期は、平成24年9月4日から10月2日までの29日間で、本会議は9月4日、5日、6日、21日および10月2日の5日間の日程で行われました。

議案審議につきましては、市長提出議案が23件、議員提出議案が2件、陳情が3件で、可決、認定、同意、継続審査等の区分は括弧内に記したとおりでございます。

次に、一般質問につきましては私からご報告申し上げ、市議会常任委員会、全員協議会の内容につきましては、担当課長からご報告させていただきます。

それでは、一般質問につきましてご報告申し上げます。

一般質問は、9月4日、5日および6日の3日間行われ、教育委員会関係につきましては7人の議員から質問があり、教育長、または市長、副市長からそれぞれ答弁いたしました。

初めに、市川芳幸議員から、「市内小学校、中学校におけるいじめの実態について」と題して、いじめ問題とその内容、いじめによる不登校の実数とその理由および対応、教育相談所への相談の内容と対応等に関する3回、7項目の質問がありました。

これに対して、1ページ下段からになります。教育長から、いじめ問題とその内容では、「文部科学省では、いじめとは、「児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しており、東京都教育委員会では、本年7月、「いじめの実態把握のための緊急調査」を実施することとし、速やかな調査と調査結果の報告について依頼があった。青梅市教育委員会では、この依頼を受け、7月18日に臨時校長会を開催し、緊急調査の趣旨と内容について説明し、いじめの実態把握を速やかに行うよう依頼した。その内容としては、「ひやかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」など言葉によるいじめが多くなっており、また「仲間外れや無視する、軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られる」という内容も報告されている」こと、2ページ中ほどからになります。いじめによる不登校の実数とその理由及び対応では、「文部科学省による「平成23年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果からは、青梅市において「いじめ」が原因で不登校に至ったという報告はなかった。人間関係が良好に結ばずに不登校に至ったというケースはあるが、さまざまな要因が重なり不登校に至った事例がほとんどであり、そのため各学校では、児童・生徒が良好な友人関係を築けるように、日常のさまざまな場面で児童・生徒一人一人のコミュニケーション力の向上が図られるよう指導に力を入れている」こと、また、教育相談所への相談の内容と対応では、「相談者と心理相談員の信頼関係のもとで相談が行われており、そのため相談への対応としては、相談者の要望に応じ、了解を得た上で学校へ連絡し、実態把握と解決に向けて助言を行っている。また、相談者には学校での対応結果を伝えるとともに、解決に向けて引き続き相談を継続し、対応を図っている」ことなど、記載のとおり答弁いたしました。

続いて、4ページをご覧ください。2回目では、「いじめの早期発見とその対応について」、5ページ上段の3回目では、「重大ないじめ問題が発生した場合の情報開示について」質問があり、それぞれ教育長から記載のとおり答弁いたしました。

次に、5ページ中段をご覧ください。小山進議員から、「青梅市の生涯学習の現状と今後について」と題して、3回、7項目の質問がありました。

初めに、生涯学習の必要性・有益性について、市民センターのあり方と現状の生涯学習についてなど5項目について質問があり、市長から、「生涯学習の青梅市における基本的な考え方は、

市民の生涯にわたる学習は一人一人が主役であり、行政は学習機会や学習情報の提供、学習相談などを通じて市民の主体的な学習を支援し、生涯学習を推進していくものと認識していること」など、記載のとおり答弁いたしました。

また、市民センターのあり方と現状の生涯学習についての質問に対しては、市長答弁後、6ページの最後の行からになりますが、教育長から、「今後もホームページを初め生涯学習だよりやガイドブック等により、学習意欲のある市民に多くの情報を提供できるよう努めるとともに、市民センターと連携を図りながら、地域の学習要求を適切に把握し、生涯学習事業の推進を図っていく」旨、答弁いたしました。

続いて、7ページ下段の2回目と、8ページ下段の3回目では、教育委員会はどのような考えで生涯学習行政を進め、それは十分なものだったのか、課題はなかったのか、また生涯学習部の創設に対する市長の見解について質問があり、それぞれ市長と教育長から、8ページ上段から9ページ上段までに記載のとおり答弁いたしました。

次に、9ページ上段から12ページ上段にかけてご覧ください。本多ゆり子議員から、「放射能及びエネルギー問題に関する教育について」と題して、3回、5項目の質問がありました。

初めに、子どもたちが放射能汚染についての知識を得るための教育についての質問に対しては、「放射能に関する教育については、主に中学校3年生の理科の授業で学習している。また、市内小・中学校では、本年度から文部科学省が新たに作成した副読本を活用した授業等も実施している」こと、副読本活用の考え方などについては、「放射線や放射能、そして放射性物質について学び、自ら考え、判断する力を育む」という副読本作成の趣旨に沿って、授業等で使用し、その際には副読本を補足資料として活用している」こと、また、原子力発電を含めたエネルギー問題に関して、さまざまな情報を正しく判断する力をつけるための取組については、10ページ中段から記載のとおり、小学校3年生・4年生の社会、中学校の社会・理科における指導内容を具体的に示すとともに、「教育委員会としては今後も各学校が児童・生徒に対して放射能等についての基本的な知識を学習させるとともに、さまざまな情報を正しく判断する力をはぐくむよう指導・支援していく」など、教育長から記載のとおり答弁いたしました。

続いて、2回目と3回目では、副読本作成の意図への認識や、副読本の使用に積極的でない自治体を例に出しての質問があり、これに対しては、11ページ上段から記載のとおり答弁いたしました。

次に、12ページから13ページにかけてご覧ください。山内くみこ議員から、「がん教育について」と題し、特に学校におけるがん教育について質問がありました。

1回目では、がん検診のあり方や検診受診率の向上に対する市の考え方、新たな施策、また子宮頸がんワクチン接種率の向上にかかる学校現場との連携、がん教育の効果についての質問があり、それぞれ市長から答弁いたしました。

2回目では、教育委員会に対し、「検診受診率やワクチン接種率を向上させるために、学校でのがん教育を青梅市として取り入れていってはどうか。また、市役所内で連携を取り合っていく

ことが大切だと思うがどうか」との質問がありました。教育長から、「小・中学校におけるがん教育のこれまでの取り組みと現状を初め、既に中学校教員を対象とした研修会を開催したことや、各学校に対し、国の「がん対策推進基本計画」に「がんの教育」が位置づけられたことを踏まえ、市長部局と連携を図りながら、「がん」に関する教育を推進していく」旨、答弁いたしました。

次に、13ページ下段から16ページ中段にかけてご覧ください。山崎勝議員から、「青梅市における北方領土、竹島、尖閣諸島等の領土教育について」と題して、2回、2項目の質問がありました。

初めに、小・中学校における領土教育の基本的な考え方と授業の内容、児童・生徒の領土に対する認識や理解および教科書に関する質問がありました。これに対し、教育長から、「日本の領土については、市内の小学校、中学校ともに学習指導要領に示された学習内容を社会科の授業で適切に指導することを領土教育の基本としている。また、今後も学習指導要領にのっとり、教育委員会が採択した教科書等を効果的に活用することで、小学校、中学校の各段階において適正な教育が行われるよう各学校を指導していく」など、記載のとおり答弁いたしました。

続いて2回目では、15ページ下段に記載のとおり、資料集の活用について質問があり、教育長から16ページ中段までに記載のとおり答弁いたしました。

次に、16ページ中段から22ページにかけてご覧ください。高橋勝議員から、「青梅市学校給食について問う」と題して、「第二小学校の給食をどのようにしていくのか」、「根ヶ布・藤橋調理場はどのようにになっていくのか」、「給食配膳員（正規と非正規配膳員）の考え方」、「給食用食材の安全性について」等に関する4回、13項目にわたる質問がありました。

これに対して、教育長から、第二小学校の給食に関する自校化した経緯ほか3項目については、17ページ中段から19ページまでに記載のとおり答弁いたしました。

次に、根ヶ布・藤橋調理場の今後に関する2項目の質問に対しては、19ページの最後の2行から20ページ中段までに記載のとおり答弁し、また給食配膳員（正規と非正規配膳員）の考え方については、20ページ中段からの記載のとおり、それぞれ教育長から答弁いたしました。

給食用食材の安全性については、地元産の安全な野菜の利用拡大や市独自による放射性物質検査の実施についての質問に対しては、教育長から、21ページ上段から中段に記載のとおり答弁いたしました。

また、21ページ中段から22ページ上段までに2回目、3回目および4回目の質問と答弁内容について記載してありますが、特に3回目では、第二小学校の自校調理場の運営について、調理業務の委託化に対する市長の見解について質問がありました。これに対し、副市長から、「藤橋調理場の調理体制を維持するために、第二小学校の自校調理場は調理業務等の委託が有効であると判断した」ことなど、記載のとおり答弁いたしました。

次に、22ページから25ページにかけてご覧ください。榎戸直文議員から、「通学路の安全対策について」と題して、2回、5項目の質問がありました。

初めに、通学路の緊急合同点検の実施状況と結果についての質問では、教育長から、「緊急合

同点検は教育委員会・学校・保護者・道路管理者および警察署により実施しており、国から示されたスケジュールにもとづき、第一段階として学校と保護者による危険箇所等の点検作業から始めている。点検結果の報告については、7月25日までに各小学校から報告があり、関係機関ではその結果報告にもとづく点検を実施し、対策が必要な箇所の確認等を行った。その確認等の結果については、小学校16校で計73件の「危険・要注意箇所」の報告と対応要望があり、8月31日に東京都へ報告した」ことなど、記載のとおり答弁いたしました。

次に、今後の対応や「通学路安全対策推進行動計画」の策定に関する質問に対しましては、教育長から、23ページ中段から24ページにかけて記載のとおり答弁し、さらに2回目の通学路の緊急合同点検の結果における諸対策の計画的な実施や予算対応等についての質問に対しては、市長から、25ページに記載のとおり答弁いたしました。

以上で、一般質問の内容につきましては終了し、続いて福祉文教委員会の所管事務調査と陳情審査、9月補正にかかる予算委員会、市議会全員協議会および決算委員会の内容につきましては、各担当課長からそれぞれご報告させていただきます。

【指導室長】 それでは続きまして、平成24年9月3日に開催されました福祉文教委員会所管事務調査「いじめの実態とその対応について」ご報告をさせていただきます。25ページ下段から31ページ中段にわたり記載してございます。質問につきましては、下田委員を初め7人の委員から、延べ32項目にわたり質問がございました。答弁の内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、32ページをお開きください。平成24年9月10日に開催されました福祉文教委員会、同じく所管事務調査「児童・生徒の学力向上の取組について」ご報告をいたします。32ページ上段、下田委員お一人からのご質問であり、記載のとおりご答弁いたしました。

続いて、同じく所管事務調査「いじめの実態とその対応について」ご報告をさせていただきます。32ページ中段から36ページ上段にかけて、鴨居委員を初め8人の委員から、延べ27項目にわたり質問がございました。記載のとおりご答弁申し上げたところでございます。

続きまして、36ページ上段から38ページにかけてでございますが、同じく福祉文教委員会所管事務調査「児童・生徒の学力向上の取組について」ご報告いたします。9月21日に開催されたものでございます。鴨居委員を初め8人の委員から、延べ16項目にわたり質問がございました。記載のとおりご答弁申し上げたところでございます。

また、同日、所管事務調査「いじめの実態とその対応について」でございますが、38ページ下段から39ページにかけまして、下田委員から一点ご質問がありまして、記載のとおりご答弁をさせていただきます。

続きまして、39ページをお開きください。平成24年9月10日に開催されました福祉文教委員会陳情審査「10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情」についてご報告をさせていただきます。こちらにつきましては、39ページ中段から41ページ下段にかけまして、田中委員を初め6人の委員から延べ21項目の質問があり、記載のとおり答弁をいたしました。

なお、本件につきましては、鴨居委員から審査を継続すべきであるとの動議があり、挙手多数で継続審査となっております。

続きまして、41ページ下段をお開きください。同じく陳情審査、陳情24第10号「公立学校の教職員の政治活動の制限の強化を求める意見書及び要望書の提出に関する陳情」についてご報告をさせていただきます。41ページ下段から42ページにかけて、田中委員を初めお二人の委員から4項目にわたり質問がありました。記載のとおりご答弁させていただきましたが、なお本件についても最後に山本委員から継続審査の動議があり、挙手多数で、この件も継続審査となっております。

私からは以上でございます。

【文化課長】 続きまして、平成24年9月12日に開催されました9月補正にかかる予算委員会、42ページ下段から43ページ中段にかけてでございます。ひだ委員から1項目、鴻井委員から2項目の質問がございまして、記載のとおり答弁をさせていただきました。

以上でございます。

【給食センター所長】 同じく9月12日に開催されました市議会全員協議会についてご報告申し上げます。

初めに、学校給食センターが提出いたしました「学校給食モニタリング事業」についてご報告申し上げます。この件に関しましては、3名の委員から質疑がありました。

初めに、ひだ委員からは、「同じ献立の給食を継続的に検査するのが望ましいと考えるが、どのような方法で行うのか」との質問があり、記載のとおり答弁申し上げます。

次にページをおめくりいただきまして、本多委員から、検査を依頼して結果が出るまでの期間につきまして質問があり、記載のとおり答弁申し上げます。

次に、田中委員からは、学校給食センターのホームページはあまり市民に見られていない、結果は青梅市のホームページにも載せた方がよいとの質問があり、記載のとおり答弁申し上げます。

以上でございます。

【施設課長】 引き続きまして、施設課から、44ページ中段から45ページ中段に記載の「学校施設の非構造部材耐震化の点検結果について」をご報告いたします。このことにつきましては、鴻井委員ほか2名の議員から、非構造部材の点検の取組状況を初め、詳細調査の内容や今後の予算化等につきまして6項目の質問がありました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【社会教育課長】 45ページ、9月13日に開催されました市議会全員協議会「青梅市総合長期計画基本計画素案について」における社会教育課関係のご報告を申し上げます。

小山委員から、総合長期計画基本計画素案における社会教育の項目について2点の質問があり、社会教育課と企画調整課より、記載のとおり答弁いたしました。

全員協議会については以上でございます。

【総務課長】 続きまして、46ページをお開きいただきたいと存じます。上段にあります決算委員会についてご報告申し上げます。

決算委員会は、9月24日から27日までの4日間開催されました。46ページから50ページ上段にございます決算委員会総務課関係の質問についてご報告いたします。

総務課に関しましては、5名の委員から質問がございました。まず田中委員につきましては、学校でのけが等の治療等に関するスポーツ振興センターの給付金について2項目の質問がございました。答弁の内容については、記載のとおりでございます。

次に、ひだ委員についてでございますが、遠距離通学費の補助に関して3項目の質問がございました。答弁内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、46ページの一番下、藤野委員についてでございますが、教育委員会の会議内容、学校訪問および事務点検評価等に関して10項目の質問がございました。答弁の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、48ページ中段の大勢待委員についてでございますが、青梅子ども110番の家に関し、2項目の質問がございました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

最後に、山本委員についてでございますが、青梅子ども110番の家、スクールガード・リーダーおよび各種検診の実施状況等について、合計12項目の質問がございました。答弁の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

【施設課長】 次に、施設課からご報告申し上げます。施設課に関連いたします質問は、50ページ上段に記載のとおり、本多委員から4つの質問がございました。

本多委員からは、決算書の253ページの便所改修工事に関連いたします質問といたしまして、低学年トイレの改修工事後の反響について、また洋式トイレ、和式トイレの率など、4項目の質問がございました。答弁の内容はお示しのとおりでございます。

以上です。

【指導室長】 指導室は、4人の委員から14項目にわたり質問がありました。

まず50ページの下段から51ページ上段にかけては、田中委員から、外国人児童・生徒学級等について3点の質問をいただき、記載のとおり答弁をいたしました。

次に、51ページ上段から中段にかけては、本多委員から、不登校に関する項目について5点の質問があり、記載のとおりご答弁いたしました。

次に、51ページ中段から下段にかけては、藤野委員から、ふれあい学級に関する項目で3点の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

最後に、51ページ下段から52ページ上段にかけては、下田委員から、学力の向上に関する質問が3点ございまして、記載のとおり答弁いたしました。

以上でございます。

【教育指導担当主幹】 教育指導担当関係は、2名の委員からご質問がございました。

初めに田中委員から、特別支援学級の全学級にバランスボールを配付する考えはないか、購入しないのは学校が必要としないからなのかというご質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

次に、藤野委員から、行政報告書に記載のありました特別支援学級の学級数を示す表の中で、カギカッコの中の数の意味は何かというご質問のほか、全部で5点のご質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

以上でございます。

【給食センター所長】 続きまして、53ページの中ほどをご覧ください。学校給食センター関係では2名の委員から質疑がございました。

初めに、本多委員からは、平成23年度の放射能対策について、学校給食に対する要望の件数のほか6項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

次に、ページをおめくりいただきまして、54ページ中ほどをご覧ください。山内委員からは、給食残さの処理につきまして、6項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

以上でございます。

【社会教育課長】 55ページでございます。社会教育課関係のご報告を申し上げます。2人の委員からご質問がございました。

55ページ、本多委員から、生涯学習まちづくり出前講座について3点の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

次の56ページ、2人目、藤野委員から、社会教育使用料について質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

社会教育課は以上でございます。

【文化課長】 続きまして、文化課関係でございます。56ページ中段から57ページ中段にかけて、お二人の方から質問いただきました。

まず、ひだ委員でございますけれども、市民劇場の契約にかかる質問以下5項目の質問がございました。記載のとおり答弁させていただきました。

続きまして、57ページ中段、大勢待委員から、平成24年度青梅市教育委員会事務点検評価報告書の「基本方針4 文化芸術活動」の市民ホール建設事業の検討にかかる質問がございました。以下、2項目の質問がございまして、記載のとおり答弁させていただきました。

以上でございます。

【中央図書館管理課長】 57ページ下段から最後まで、中央図書館管理課関係の質問につきましてご報告いたします。

中央図書館管理課に関しましては、本多委員1名から質問がございまして、子ども読書活動推進事業につきまして4項目の質問がございました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【委員長】 ひと通り説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

たくさんございますので、区切っていきたいと思います。

まず一般質問、25ページの頭のところまでということで、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 四つほどありますので、一つずつさせていただきます。

まず、7ページ、小山進議員のご質問に対する答弁の中に、生涯学習部というのが出てまいりますが、これは教育委員会の中の組織という格好で考えられていくのでしょうか。その辺、今のお考えがあれば教えていただきたいと思います。

【教育部長】 市長が最後の答弁で、前向きに検討というような答弁をされていますけれども、実際どこまで深く考えられて答弁されたのかは、私どもも理解できないところです。あくまでも推測ですけれども、教育委員会ではなく市長部局で市長は考えられているのではないかというふうに推測はしております。

【委員】 そうすると、何かと難しい面が生じるような心配をしたものですから、学校教育との関係というんですかね。

二つ目、本多ゆり子議員のご質問の中で、放射能の副読本というのが文部科学省から新たに出て、それを使っているということですが、そういうのが出たときに、まずちょっと見せてほしかったなど。というのも、なかなか難しいなと思うのは、実は中学校の教科書採択のときに、理科の教科書については、私は放射能についてどのくらいきちっと書いてあるかということを中心に重要視して選択したんですね。ただ、教科書というのは帯に短し襷に長しと言っていいんですか、どの教科書も一長一短があって、そこを第一プライオリティで選ぶと、実はほかのところはもっといい教科書があったりというバランスがあるんですね。そのときに、もしこういう副読本があって、その部分はもうこういうものでしっかりカバーできるというのであれば、もうちょっと別のところのプライオリティをあげて選びたいという部分もあるんです。ただ、本年度だということなので、選んだ後なので難しいんですけれども。だから、その辺が残念というか、難しいというか。で、何はともあれ、ちょっと見せていただきたいなということでもあります。

【指導室長】 おっしゃるとおり、実はこの副読本につきましては、昨年度、文部科学省が作成途中ということで、採択の時期にはまだ形すらない状態でしたので、お渡しすることができませんでした。大変申しわけございませんでした。既にまいっておりますので、こちらにつきましては、ご覧いただくのはもちろん可能でございます。ただ、実際にこの副読本をどのような単元で使うことが可能であるというような記載はあるんですけれども、これを使って必ず授業をしなければならないというような縛りは実はございませんで、活用については各学校がどういうタイミングでどう図っていくかということ、これから少し活用方法、使用方法については研究していく必要もあるかなというふうに感じるところでございます。

【委員】 三つ目、次に山崎勝議員の「青梅市における北方領土、竹島、尖閣諸島の領土教育に

ついて」というところで、これも昨年、採択するとき、中学校の教科書では領土問題は主に北方領土についての記載が中心をなしているの、その北方領土について最も歴史的に正しく理解できるようなという観点で、私は歴史の教科書を見ていたんです。昨今見ますと、確かにそれでないニュースがものすごく多いので、もちろんそういう主張を強くせよとかいう話ではなくて、正しい理解を深めるためにも、何らかの資料を使った教育は必要なのかなど。特に、竹島あるいは尖閣諸島については、なかなか記載部分が少ないという印象が、教科書についてはあったんですね。たまたまというんでしょうか、外務省は、竹島だけは資料をつくっているのですね。「竹島10のポイント」という資料があって、我が国の主張を10点にまとめて、すごくわかりやすくつくっている。外務省が言っていることですから、そんなに極端なことを言っているのではなくて、事実を淡々と述べている。日本の主張というのはこういうことでもありますよということを理解いただく上では、何かちょっとこういうのもうまく使っていただけるといいなど。もちろん、だからといって領土問題というのは簡単に片づく問題ではなくて、お互いの考え方の相違というのものもあるわけです。でありますけれども、日本人としては日本の主張の内容ぐらいはちゃんと把握できるようにはしておいた方がいいかなということを思いました。

あと一点です。通学路の安全対策でございますけれども、これについてはまず8月23日の教育委員会の委員長報告にも触れさせていただきましたが、その後、これを見ると、31日に東京都へ危険注意箇所の報告はしたとなっておりますので、そのときに教えてくれていたらなど、ちょっと残念な思いであります。ですから、今でも教えてほしいんですね。と申しますのも、一応私、教育委員もやっておりますけれども、交通安全審議会の委員長もやっております、ある意味では両方の責任を負っておりますので、これがわかっていないというのは具合が悪いと。もちろん、生活安全課の方にもそれは言わなきゃいけないところでもありますけれども。そういうこともありますので、ぜひちょっと教えてほしいのと、それから11月30日までに東京都に報告することになっているという、これについてはぜひお願いしたいんですね。実は、昨年、子どもの交通事故の死亡者というのは1名だったんですけれども、今年は実にもう6名になっているんですよ。ですから、警視庁等々も交通安全対策というのはかなり力を入れていまして、そういう意味で市内のいろいろな活動を行うにも、どこが本当に危険なのか、あるいは何をなすべきなのかということをよく理解したいというところがございまして、何とぞその情報をください。よろしく願います。

以上です。

【委員】 若干重複があるかもしれませんが、2点だけ。

12・13ページで、「がん教育」と「領土教育」という言葉が使われているんですけども、まだ「教育」がつく段階まで議論されていない問題だろうと思うんですね。例えば「性教育」は最初のころは性に関する指導法とか、あるいは「情報教育」も情報に関する指導法とか言われていたものが、だんだんと「情報教育」になったり、「性教育」になったり、「食育」という課題になってきていますから、質問者はそのような言葉は使われていても、教育委員会の事務局として

は何々に関する指導というふうを受けて答えていただく必要があるのではないかなというふうに思っています。そうしないと、一般の方が見たときに、学校は何とか教育、何とか教育、何とか教育もしなくちゃいけないんだと、全部「教育」がついてしまって、それがまた次のいろいろな場面で頻繁に使われるようになってしまうと、それは大変よろしくないと思いますので、質問者の方はそう言われても、こちらサイドではきちっと今の状況に合った言葉を使って、丁寧に対応されるべきだと思うんです。例えば、エネルギー問題に関する教育というふうに、本多議員においては質問者も使われていますので、これはそのうちエネルギー教育とか、今ときどき放射能教育なんていう言葉が出始めていますので、その辺きちっと整理をしてやっていただけるといいのではないかなと思いました。

もう一点は、先ほどの領土問題の件で、15ページの上から3行目に、北方領土、竹島も同様に尖閣諸島の領土問題として学習しているという言い方をしていますけれども、たぶん国の答弁ではこれは領土問題ではないという言い方をしている部分もあると思うんですね。何か尖閣諸島はそうだった気がするんです。その辺も、教科書の記載もあるかもしれませんが、できるだけ今の状況に合った対応や、言葉を選んでいただけるといいのかなということを思ったので、お話しいたしました。

以上です。

【委員長】 委員から最初にご指摘があった点、私も同感です。そう思います。

それでは、後段の25ページ以降の福祉文教委員会、こちらでも非常にさまざまな角度から疑問がなされているようですけれども、ありましたらお願いします。

【委員】 いじめの問題について、結構いろいろなところで出てきているんですが、ちょっと整理してお話ししたいなという気持ちがあるのは、特に30～31ページあたりに、7月中旬からの学校への緊急調査と、それから福祉文教委員会等への報告、それから子どもへの情報提供、報告、その辺の流れが、正直言ってわからないんですね。簡単に結構ですので、流れをもう一回整理してお話ししたいなと思います。それが1点目であります。

2点目は、39ページに、例の10月23日通達の強化を求める意見書とか、それから要望書等が出ていますが、これがどういう背景というのは失礼ですけれども、この時期になぜこれが我が市において出てきているのか。その辺、かいつまんで情報をいただけるとありがたいと思います。

以上2点です。

【指導室長】 それでは、いじめに関する情報提供でございますが、まず9月3日段階での所管事務調査のことでございますけれども、ここで実際にその前の段階から、例のいじめ問題について、所管事務として取り上げていただいているわけでございます。緊急調査が7月に入りましたので、そちらのことについて、その前の会で福祉文教委員会でお知らせしたところなんです、その時点では都の調査でありますので、調査結果については都の回答を待ってご報告させていただきますということを、教育委員会でも福祉文教委員会でもお話をさせていただいたところでご

ざいます。この9月3日を迎えるに当たりまして、実際に国の動きがおくれてきたりとか、不登校等につきましてなかなか結果が出ないというところがありました。そのこの辺りをお話をさせていただいていたところでございますが、こちらでその前の段階で都教委が調査の結果に踏み切るというような情報が入ってまいりましたので、福祉文教委員会でその結果について報告を途中でさせていただいたところでございます。ただし、これにつきましては、その前にこの結果につきましてご報告申し上げるというようなことはお話をさせていただいておりませんでしたので、途中で委員の方からそのような質問がございましたので、ここでお知らせをさせていただいたところでございます。それと同時期に、教育委員会の開催が後になってしまいましたので、ペーパーによるご提供が、おそらく9月13日の教育委員会になったと思います。その前の、9月3日の後にすぐに10日に福祉文教委員会が開かれましたので、3日の段階で途中で、口頭ではあります調査結果について答弁をさせていただいておりましたので、10日に文書にて再度ご提供させていただいたという経緯がございます。ですので、実際に教育委員会に文書としてご提供させていただいたのが13日ということになってしまって、前後してしまいまして、大変申しわけございませんでした。一応、緊急調査の結果の提供についての流れは、そのような形になっているところでございます。

今のご答弁でよろしいでしょうか。

【委員】 わかったといえばわかったですけれども、福祉文教委員の皆さん方含めて、事務局の対応についてと、それから教育委員会の対応のあり方について、かなり厳しく言われていると。そうすると、例えば私なんか読み取っていくうちに、ひょっとしたらこれは途中で臨時会をやらなくちゃいけなかったんじゃないかという状況にも読み取れるわけなんですね。市民の方がこれを読んだときに、結局教育委員会は動いてないじゃないかと。議会の方が先に対応しているじゃないかというようなところも、この流れの中で感じてしまう可能性があるのも、私はきちっと教育委員会の対応として、今日の記録に残していただきたいと思って、あえて質問したんです。言われていることは基本的にはわかりましたが、教育長が答弁の中で、事務局を指導してまいりますという答弁が入っているということは、私としては大変気になる流れじゃないかなというふうに思っていますので、また整理をしてよろしくお願ひしたいと思ひます。これが1点です。

【委員】 細かいところなんですけれども、33ページのひだ委員からの質問の3番、92件中32件の保護者連絡は少なくないかということに対して、大きくなっていないと受けとめてるといふ学校側の対応だということなんですけど、連絡を保護者が受けられる、受けられないということからすると、例えば大きくなってなくても、こういう話が出ていますみたいな連絡が、親としては欲しいなと思ったりもします。その辺の、重篤でないと判断したら、それはどういうふうに扱われるのかということが少し気になるなということと、あと36ページの図書館支援員が各学校にいらっしゃるといふことで、青梅市内では今、3名か4名の方がお1人3校ぐらいを見てくださっているんじゃないかと思うんですが、こちらの答弁にもありますように、専門性がとても高く、いらっしゃるところといらっしゃらないところでの本の充実とか図書室の充実がかなり

差が出てきてしまうような気がします。取組を各校に広めていくという中で、そういう方がいらっしやるというのがまずポイントになってくるんじゃないかなと思ひまして、そういう方に対する配置の強化みたいなものはないのかなと思ひております。

以上です。

【指導室長】 それでは先に、委員の2つ目のご質問について答弁をまだしていませんでしたので、そちらの方からさせていただきたいと思ひます。

1点目につきまして委員からのご指摘、確かにそのとおりでと思ひております。非常に今回のことにつきましては、都の調査でございましたので、市の方から独自に公開することにつきまして判断が迷ったところがございますが、結果的にこのような事態を招いてしまい、委員の皆様にご不快な思いをさせたことにつきましては、申し訳ございませんでした。

続きまして、10・23の通達でございますが、青梅市の現状といたしまして、この陳情が出されたわけではございません。実際に青梅市でこのような、入学式・卒業式に不起立などの不適切な行動を起こした教員がここ数年いたわけではありませんが、市民の方ではなく近隣市の方から、近隣の市に出されているものと同じものが陳情として提出されたということでございます。改めて福祉文教委員会に付託されていたものでございますので、今回、その陳情書の内容につきまして、青梅の実態についてご質問に答弁させていただいたところでございます。継続になってございますが、両陳情の案件に関することにつきまして、本市教員につきましては不適切な言動を取っている教員は、ここ3年間、一切ございません。

それでは続いて、〇〇委員からのいじめについてのことでございますけれども、確かに中学校での保護者への連絡ということにつきまして、この件数、数字につきましては、ひだ委員の方からご質問いただいているところでございますが、中学校では細かな小さな案件でも全部いじめというふうにとっております。それを子どもたちの間、それから教員が入っての解決が図られたというものにつきましては、やはり保護者に届けていないというケースがございます。逆に、多いということは、ある程度教員が入って、そこで後を引くようなことがないように、解決が図られたということで、こういう数字が出てきていると思ひます。逆にいうと、32件は保護者の方に連絡をし、一緒に解決を図っていかないと、これが継続をしていくということが考えられますので、そういうような対応をとらせていただいたということでございます。

中身につきまして、やはり重篤に受けとめれば、保護者の件数はこれからふえてまいりますでしょうし、教育委員会への報告も、この前ご連絡をさせていただいたものに比べれば、ふえていくというふうに感じております。そちらの報告につきましては、数の多い少ないではございませんので、引き続き心配な件がありましたらご連絡をいただくというように、学校には連絡をして、こちらの方から相談に乗る体制を整えているところでございます。

続きまして、図書館支援員でございますが、実際のところ、中学校2校、小学校3校、青梅市では5名の図書館支援員を配置しているところでございます。主にやはり図書室を活用した国語力の向上であったり、言語力の向上というのを学校の研究の一番に掲げていたり、整備に非常に

意欲的な学校というところから順次配置をさせていただいているところではございますが、こちらの支援員につきましては、固定ということではございませんで、ある程度、この支援が行き届きまして、図書室の整備が整っていく、図書館ボランティアの組織が整っていく、そういう学校につきましては順次支援員はほかの学校に移っていただいて、新しくまだ整備がされていない学校に支援をしていくというふうなシステムを、現在のところはとっております。実際に支援員も、本市では図書館司書の免許ということにつきましては、必ず持っているということは条件にはしておりません。が、やはりそういう図書が大好きな方々でございますので、〇〇委員のおっしゃったように非常に力になっているのは事実でございます。この取組につきましては、いろいろなところで広めていくことをまずは考えていきたいとともに、今後機会がありましたら、何らか支援員の拡大・拡充ということにつきましても研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 これだけ多岐にわたるものについて、大変よくお答えになっていただいているということをおもいます。一つ感想を述べさせていただければ、教育というのは非常に幅が広くて、形が整っていないのが教育かなという思いがするんです。ですから、根拠を問われたときには、この部分に、ここに書いてありますよということが必要なわけですけども、そこだけで教育が進行しているとは思えないんですね。また、それじゃあ面白くないというか、学校教育ががんじがらめで機械的なもので、それならば学校に行かなくたって書いてあるよと言っておしまいにしたっていいくらいなもので、もっと生きているものだと思うんですね。だから、例えばこの中でも、愛国心はどこで教えるかと言われたら困るんですよ。こういうところの認識では、それを大事にしているとは言っても、愛国心を育むのは教育全体でしかないと思うんです。あるいは家庭であると。青梅市は、例えば郷土を愛する心を非常に尊く思って取り組んでいますよね。そういうものだって、全体で持ち上げていくしかない。そういう意味で、教育というのは本当に難しいものだなという感想を持ちました。ですから、私たちも勉強しなければいけないし、指導要領も少し私も不勉強で、細かいところを読んでいないんですけども、それをもう一回読まないにだめだなと思えます。

ちょっと質問しますが、あれは大綱をあらわしているんですか。それとも、きちんとした教育計画のもとになるようにつくられていますか。

【指導室長】 もちろん大綱の部分という意味合いは大変あると思います。それと同時に、今回の学習指導要領の改定につきましては、学校が実際に教育課程を具体的に編集する、それから年間の教育計画を具体的に作るものでは、かなり例示であったり指導内容が解説書には細かく出ております。こういうこと、こういう内容を学校では教えなければならないというような記載もありますので、それを年間どのように、また学年を含めてどのように配置をしていく、もちろんその中には教科書とどうタイアップしていくか、非常に教科書とダブらせて、見やすいような学習指導要領および解説書に今回はなっているというふうに感じるところでございます。

【委員長】 いずれにしても、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項2、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料2をご覧ください。平成24年度全国学力・学習状況調査の結果でございます。

実施日は平成24年4月17日でした。

調査の目的につきましては、ここにありますように、教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、成果と課題の検証、改善、継続的な検証改善サイクルの確立、および学校における児童・生徒への指導の充実・改善を図ることに役立てるというものでございます。

続きまして、調査内容につきましては、この表にあるとおりでございます。A問題は主として知識に関する基礎・基本の問題、B問題につきましては主として活用に関する問題、もう一つ、質問紙調査ということで、意識調査を行っております。

対象は小学校第6学年、中学校第3学年。抽出調査および希望利用方式ということになっております。

続いて、調査結果の集計学校児童・生徒数でございます。集計基準については、ここにあるとおりでございます。集計学校数は、この表のとおりとなっております。中学校は裏面に続いております。全国・東京都につきましては、公立学校の抽出の児童・生徒数ということで、希望利用数は入っておりません。青梅市につきましては、4校の抽出校ほか全校希望利用ということで実施をいたしましたので、実施校100%、児童数は1,343名、生徒数は1,274名ということになっております。

3番目の、調査結果の解釈等に関する注意事項というところをご覧ください。これにつきましては、文部科学省の報告書の記載の中の抜粋でございます。この内容につきましては、実施教科が国語、算数・数学、理科の3教科のみであること、また必ずしも学習指導要領全体を網羅するものではないことから、結果につきましては児童・生徒が身につけるべき学力の特定の一部である、また学校における教育活動の一側面にすぎないというふうに留意する必要があるということでございます。

次に、分析の結果であります、2枚目をご覧ください。平成24年度全国学力・学習状況調査の結果の概要ということで、表が小学校、裏が中学校となっております。国語、算数・数学、理科とも、全体的な状況、課題の一例、改善策を示させていただいております。この表にあげてありますのは、全国・都と比較して正答率が低かったものを重点的に取り上げ、取り組むべき課題として指導主事がまとめたものでございます。

最後に、3枚目ですが、「校内止」と書かれている結果概要です。平均正答率を、全国・東京

都と比較した表です。全国学力調査の結果の数値につきましては、これまでも公表は行わないということで扱っておりますので、この資料は校内止とし、学校に対する指導資料として活用してまいります。また、希望利用校の調査結果の処理につきましては、文部科学省が示した採点基準にのっとり採点しているところではありますが、学校内で各教員が採点するということから、学校ごとの基準の受けとめ方の違いなどによる誤差があります。このような状況を説明の上、授業改善に生かすように指導・助言に活用してまいりたいと考えております。

お示ししました平均正答率ですが、前回の平成22年度の結果と比較しますと、中学校の国語B以外、全国・東京都とも差が開いている状況でございます。(2)は学力向上のさまざまな取組をしていただいておりますが、残念ながら結果に結びついていないというところ です。今後も、基礎学力の定着や家庭学習の啓発などの学力向上策を推進してまいりたいと考えております。

なお、来年度、平成25年度につきましては、正式な発表ではありませんが、小学校6年、中学校3学年の全児童・生徒を対象に、国語、算数・数学、質問紙調査を平成25年4月24日に実施する予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 3枚目の資料、「校内止」となっているのを今説明されたんですけど、これは問題ないんですか。

【教育指導担当主幹】 「校内止」というところで、学校内でも研究の中で使っていただきたいということで示しております。こちらでも、やはり前回22年度も同様に示させていただいております。

【委員】 それではもう一つ。残念ながらの結果だというふうに思いますけれども、当然改善されている部分もたくさんあると思いますので、その辺、学校の方でさらに細かい分析を、負担にならない程度で。この間の学校訪問で、吹上小・吹上中さんの方は大変細かく分析をし、また保護者の方にも適切に返し、それをまた授業活用されているという動きがありますので、それを地道にやっていただくことが一番大事なかなと思います。

それから、教育長も答弁されていますように、家庭教育の充実というものがどうしても欠かせませんので、その辺もあわせてまた一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

最後に、夏に校長先生方と懇談があったときにお話しされたのが、やはり地域的なものでしょうか、塾に行っているお子さんがかなり少ないということで、問題文に慣れていないというか、回答文に慣れていないというか。一番はっきりとしたお話、耳に残っているのは、学校のふだんのいわゆるテスト形式の場合には、問題文の下に回答を書く。ところが、こういうテストの場合には回答用紙が別にあって、それだけで子どもたちは戸惑ってしまって、なかなか思うように時間をうまく計画的に使えないというような話もありました。この間、たしか吹上小・吹上中の校

長先生のお話では、やはりそういうことにも慣れるように、少し学校で指導をしていますというようにお話もありました。正直言って、本来的に言えば、ちょっと本末転倒な部分もあるのかもしれない。ただし、今の子どもたちがこれから大きくなって、いろいろなところでいろいろな経験をすることと考えると、学校の教育課程の時間の許す範囲の中で、さまざまな方式、形式に少しでも慣れていくということもあわせてしていただくことによって、ひょっとしたら、少ないかもしれませんが、そういうことによって点数がカバーできる部分が出るのではないかなというふうに思っています。

私、個人的には、教科書の中に出ている問題を、本当に広範囲のところで解いてみて、それでどれくらい差があるかというのは、一番学校の先生方にわかりやすい結果だろうと思うんです。先ほどの説明でありましたように、学習指導要領の内容をすべて網羅しているわけではないので、なかなかその辺ははっきりとしない部分があるし、範囲が非常に広がったりとか、子どもたちがふだんやっている教科書等を使った学習とは少し違った例題というか、主題もあるかもしれません。本当は教科書に従ってこういう調査をされると、より学校の改善に結びつきやすいんじゃないかなと、個人的な印象は持っていますので、最後になりますけれども、教科書をもっと使って授業をしていただきたいと思います。場合によっては、ノートを使わなくてもいいから、教科書にどんどん書き込んでいって、最後は「私の教科書」になるように、自分の教科書の独自性が出るくらい、真っ黒になるぐらいの教科書であってほしいなということを、個人的には願っております。

以上です。

【教育指導担当主幹】 どうもありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

慣れさせるという点に関しまして、今年度実施の全国学力調査の前に、算数・数学について、印刷をしまして、全校に配付し、少し慣れてもらうという手だてを取りました。ただ、今回こういった状況になってしまったというところがあります。

それから、中学校におきましては、ふだんの定期考査の中でも、先ほどご指摘いただきましたような、問題と回答用紙を分けてつくることもできますので、こういったところは各学校に対して助言してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

【委員】 私もちよっとこの結果を見て、大変残念な思いをしております。今、委員がおっしゃられた仮説、私も聞いていたので、ああ、そういうこともあるのかなと思ったんですが、全国平均よりも低いと、そうじゃないんじゃないかなと。しかも、残念なのは、全国平均と比較しても基礎の部分でかなり点が低いという、これはトレーニング不足以外の何物でもないんじゃないかというのが、私の感想なんです。やり方を習いますと、それを身につけるには、とにかく繰り返し繰り返しトレーニングするしかないというのは、たぶん何でも一緒だと思うんです。運動でも何でも。そのときに、やっぱり頭にとっても嫌だなと思うような問題をがんがんやらないと身につけていけない。どうしても置かれた環境で、大体このぐらいでいいやと思っちゃうと、なかなかそれ以上行きづらいところがあって、それを引っ張り上げないと、このままずるずる行っ

やうんじゃないのかなという不安を感じます。

後は、先生方はローテーションしているとすれば、じゃ何が問題なんだろうと。教え方がローテーションしているのであれば、そんなに各地で違いがない。すると、もしかして大人の方に問題があるのかと。家庭学習についていうのであれば、そういうことになっちゃうわけです。子どもたちというのは最初は白いわけですから、それが同じ先生に習って差がついていくというのは何ぞやと。それでさっき、学校教育と別に生涯学習が始まったときに、いいのかなと思ったのはちょっとそういうところがあったんですが。それは仮説なのでわかりませんが、ただそうやって比較して見たときに、原因がそこにあるとしたら根が深いんですけど。

そういう話と、それからやはりさっきのトレーニングというのは、かなり真剣にやらないといけない。もしかしたら、解かせる量をふやして、なかなかできない、ついていけない子が当然出るでしょうけれども、できる子とできない子をペアで、できる子ができない子に教えると。人に教えると、すごく覚えるんですね。自分であいまいなことが、人に教えるとかかなり整理される。だから、わからないですけど、とにかく繰り返しをふやさないと、これはだめなんじゃないかなというのが、私の印象です。

【教育指導担当主幹】 ご意見、ありがとうございます。トレーニングの点に関しましては、やはりこちらでも同様に受けとめておまして、一つはやはり授業の中でも、もちろんわかりやすい授業を展開するんですけども、その中でもトレーニングの時間はある程度確保していくべきだろうと考えております。それからもう一点は、やはり家庭学習についても、どのような方法がいいかということで、今、学力推進向上委員会の方で検討しておりますので、それがある程度形になって、年度末にはお示しできると思っております。ただ、それができたからといって、その後、家庭への働きかけが続いていかなければ達成できないと思いますので、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

【委員】 保護者としてはすごく耳の痛い思いをしながら伺っていたんですが、やはり家庭学習が大事ということで、子どもたちには学校から言ってくさっていると思うんですが、保護者の方への指導といったらあれなんですけれども、最低これはやらなきゃいけないよ、ここは見なきゃいけないだよというようなことを、わかりやすく——先日学校訪問で伺った吹上小学校でもあったんですが、こういうふうに見てほしいとか、そういったものを保護者に対してやっていただいて、保護者を教育していただかないと、たぶん基礎学力みたいなところでは上がっていかないのかなというのがあります。先ほど委員がおっしゃっていたんですが、青梅自体が中学受験をするお子さんというのは、都心の方なんかと比べるとものすごく少なくて、小学校なんかでも一クラスに本当に数えるほどです。そうすると、受験する、しないにかかわらず、受験するかもという覚悟で勉強しているお子さんと、そうじゃないお子さんの勉強時間というのは、1日で3倍ぐらい違ってくるような状況なんです。何となく地域性として、かりかり勉強させるよりは、自由に楽しく、子どもが帰ってきたらランドセルを放り投げて遊びに行くよという方がいいような雰囲気がどうしてもあって、勉強を頑張ったことはいいことなんだよというのを、子どもにも

保護者にも何かの形で植えつけていただけるとありがたいなと思います。

【委員長】 私から質問を一つ。このデータは、抽出校を除いて、小学校を出していますよね。抽出校は都からくるわけですね。それは差異がありましたかどうか。

【教育指導担当主幹】 大きな差は見られませんでした。というのは、4校分だったもので、プラス・マイナスがありますから。

【委員長】 そうした場合、やはり青梅市教育委員会の指導室ということで、こういうデータを出す場合には、全校をとらえて出すべきではないかと、そう考えるわけです。時間的なズレがあるから、早く差し上げたいという気持ちはわかりますけど、そういう出し方がいいかなと思いました。

【委員】 質問なんですけれども、このテストの結果、パーセンテージで出てきているんですが、このテスト自体は、例えば何割できていれば、小学校6年なら6年で十分な学力があると判断できるというものではないわけですか。例えば、6割取ってればほぼよしとするのか、必ず8割はクリアしていないとおかしいのか。それによって、対応も変わってくるんじゃないかということとか、あと、これから本気で学力を上げていこうと考えたときに、何パーセントという全体での平均点は出ているんですが、偏差分布が本当に山型に平均点のところに来ているのか、ラクダのコブみたいになってしまっているのか、そういったデータなんかもあると、具体的に対策を取りやすいんじゃないかと思うんですが。

【教育指導担当主幹】 まず、1点目のどこまでできたらという点ですけれども、全国の調査の方にはその値が示されておりません。同じように、東京都の学力・学習状況調査があるんですけれども、そちらは設定通過率というものがあまして、この部分を基準にしましたというのが出ております。全国の調査につきましても、点数の分布というのはございまして、今後お示しさせていただく中で、どのあたりに山があるのかというようなものについても、各学校に対してもそうですし、今後教育委員会でもお示ししていくような方向で考えたいと思っております。

【委員】 秋田県の話で、ある資料を読んだきに、秋田県は三、四十年前に学力テストの結果が全国でも大変低い時期があつて、それを改善するために県としていろいろ施策を打っていったということです。特に先ほどの家庭学習と、県教委では月1ぐらいで類似の問題を各学校に送っていった時期もあつたとか、いろいろな情報が流れていますので、しゃかりきにやろうと思えばできると思うんです。おそらく市としても、都としても。そうじゃなくて、やはり先ほど委員がおっしゃったように、子どもたちの将来に向けての私たちが思っている学力観というのは、保護者も含めていろいろ差がありますけれども、青梅の場合には自然に育まれた伸び伸びとした部分まで含めて「生きる力」と考えれば、まだまだ捨てたもんじゃないということは言えると思うんです。その辺で、点数だけの議論で考えていけば、ある程度パターン化していかざるを得ない気がします。

何日か前のある新聞で、多くの学校が朝、読書の時間を10分ずつつくっていて、それが子どもたちの心の安定とか、落ち着きとかにつながって行って、大変意義がある活動であるというこ

とで、ここ10年ぐらい取り組んでいる学校が多いと思うんですけども、それが一日置きになってきたというところも結構あるそうです。その一日置きになったときに何をしているかというところ、先ほどの繰り返し学習に使っていると。だから、いろいろなところを皆さん試行錯誤しているわけですね。

授業の中で、当然そういう繰り返し学習をすることも必要かとは思いますが、なかなか難しいと思うんですけども、学校訪問をさせていただいて感じるのは、まだまだ先生方の45分なり50分の使い方が、失礼な言い方もかもしれませんが、むだがあるような気がします。もう少しうまく要点化をした、前半導入から中盤ぐらいまでのところで先生方がうまく子どもたちに意欲づけ、今日の学習の目当てをわからせて、類似例題をやったりして、最後にそれぞれがドリル形式なものをやるとか、教科によっても違うんでしょうけれども、そのようなところに行けるような、授業の形を変えていかなければいけないんじゃないかなと思っています。

ただ、青梅市にいらっしゃる先生方がどうのこうのではなくて、これは共通的に言えることだと思うんですけども、先生方は3地区以上を回るということになっていますので、先生方のものに力の差があるとか、そんなことは絶対あり得ませんし、教員採用も都の方でやっているわけですので、そんなに差があるわけではないと思いますので、地域に応じてもう少しその辺を焦点を絞って、学力向上推進委員会でまた議論を深めていただけると、結果的に見えてくるものがあるような気がしています。

長くなりましたが、以上です。

【委員長】 委員がおっしゃってくださったように、これを見て愕然とする部分というのは非常に大きいですね。そういう意味で、議会の福祉文教委員会で教育委員の考え方を問われたことがございますけれども、私たち教育委員5名で学力向上・学力問題について論議をしたことはないわけなので、やっぱり機会をつくって、学力を広くとらえて、それから狭義の学力もとらえて、それから裏にある学力を形づくるいろいろな要素がありますから、そういうものも含めて話し合いをしてみたいなという気がいたします。そういう意味で、これからの計画に入れていきませんか。

いずれにしても、ありがとうございました。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成25年青梅市成人式について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項3、平成25年青梅市成人式について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 平成25年青梅市成人式につきまして、報告資料3にもとづきご報告を申し上げます。

まず、期日でございますが、平成25年1月14日成人の日の祝日、月曜日に実施いたします。時間については午前10時30分開式、11時30分閉式を予定しております。

会場は、例年の会場である青梅市総合体育館第1スポーツホールを会場として実施する予定で

あります。

対象者は、平成4年4月2日から平成5年4月1日生まれの方でございます。今年4月1日現在の1,416人と、5に記載の特例者を加えた数値が対象者でございます。

配布物としては、式次第のみを考えております。

式の内容は、学校風景や夢のタイムカプセル収納作品の放映など、前年と同様に進める予定で考えております。また、夢のタイムカプセルに収納した作品を、当日成人者にお渡しする予定でございます。

成人式につきましては、広報おうめ11月1日号でご案内をしておりますが、対象者の方々には12月10日に案内状を発送予定でございます。

以上、平成25年青梅市成人式についてのご説明でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 前もお話したかもしれないんですが、画面が暗いんですね。大変暗いです。あれは何とかしないと。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 青梅市指定管理者選定委員会の協議結果について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項4、青梅市指定管理者選定委員会の協議結果について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 指定管理者選定委員会の選定結果につきまして、本日、机上配付いたしました報告資料4にもとづきましてご説明をいたします。

社会教育課が所管する公の施設につきましては、指定管理者制度にもとづく管理をしております。北小曾木ふれあいセンターは、平成23年4月1日から平成25年3月31日の2年間で指定期間として指定管理者による管理を行っておりまして、本年度中に、平成25年度以降の指定管理者の指定について議決の必要がございます。市では、厳正かつ公平にして管理者の候補者を選定するため、青梅市指定管理者選定委員会を設置し、設置要綱第9項にもとづきまして、その結果を教育委員会に報告することとしております。

まず、1の公募を行った施設は、社会教育課が所管する青梅市北小曾木ふれあいセンターでございます。

2. 募集要領の配布期間は、9月3日から28日までです。募集に当たりましては、広報おうめやホームページに掲載したほか、9月10日に見学会を実施いたしました。

3. 申請期間は、9月21日から28日まででございました。

4. 申請の状況でございますが、現在の受託者、公益社団法人青梅市シルバー人材センターの1団体だけでした。

5. 選定結果でございます。申請した団体は募集要綱に記載した選定方法および選定の基準(青

梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条)を承知した上で、事業計画等を作成し、申請を行っております。

申請された事業計画書等にもとづきまして、公の施設ごとに設置した専門部会が調査・検討を行いました。

専門部会による調査・検討は10月9日に行いましたが、申請された事業計画書等の確認および面接審査を行った上で、選定の基準に示された項目ごとに審査を行いました。

平成24年10月22日に委員会を開催し、専門部会からの調査・検討結果の報告の後、質疑および審査を行いました。

6. 選定結果でございます。選定団体名、公益社団法人青梅市シルバー人材センターが青梅市北小曾木ふれあいセンターの指定管理者に実績があり、問題もなく、アンケート結果も良好であることから、本施設の指定管理者の候補者として選定するに値する団体であると認められました。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 青梅市民会館運営審議会議事録(文化課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 第9回おうめ子ども俳句コンテスト実施報告(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】 青梅市民会館運営審議会議事録を読ませていただいて、市民劇場の話題が議論されているんですが、これを見ていると、市民劇場というのはこういう目的のために、こういうコンセプトでやっているんだから、選考基準としてこういうのがあって、それに照らし合わせるならば、この団体はいかんなとか、この団体はいいとか、そういう感じで決めているのかなと思ったら、何となくもうちょっとアバウトな感じなので、少しそういうものを決めておいた方がいいんじゃないかなという印象を持ちました。

【文化課長】 委員から、大変貴重なご意見をちょうだいしまして、基準をもう少し明確にできればということで、検討課題とさせていただきます。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の制定について(施設課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 お手元の協議資料1、青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱(案)にもとづきましてご説明させていただきます。

初めに、青梅市立第四小学校屋内運動場の改築計画の概要についてご説明を申し上げます。

第四小学校の屋内運動場は、昭和41年に建設され、鉄骨平屋造り717平方メートルの規模で、今年46年目を迎えております。屋内運動場の耐震性を確認するため、平成9年度に耐震診断を実施し、診断結果につきましては、建物の耐震性をあらわす指標であるI_s値は0.46でありました。この数値は、文部科学省の公立学校施設の耐震改修の補助要件であります「補強後のI_s値がおおむね0.70を超えること」と比較いたしますと、0.42ポイント低い数値でありました。また、建物を支えております基礎に、木杭を使用していることなどがありまして、これらのことから耐震補強工事を行わず、全面改築する計画といたしました。

改築工事につきましては、平成26年度を計画しておりますが、国の補助制度を活用するため、平成23年度に文部科学省の交付金事業の認定要件である耐力度調査を実施いたしました。この耐力度調査は、建物の耐力度を1万点満点といたしまして、調査結果がおおむね4,500点以下になった建物は、構造上危険な状態にある建物として、補助の対象となるものであります。第四小学校屋内運動場の耐力度調査の結果は4,278点であり、構造上危険な状態にある建物であることが判明いたしました。この結果は、交付金事業の認定要件を満たしていることから、東京都教育庁へ報告するとともに、現在改築基本設計を平成25年3月までに完了する予定で事業を進めております。

それでは、協議資料1の青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱(案)につきましてご説明させていただきます。

初めに、1の設置であります、青梅市立第四小学校の屋内運動場改築の計画の検討を行うに当たり、必要な事項について検討を行うため、委員会を設置するものであります。

2の所掌事項では、委員会での検討事項につきましては、(1)屋内運動場の改築にかかる計画に関する事、(2)その他屋内運動場の改築に関し、必要な事項に関する事、としております。

次に、3の組織であります、委員会を設置する委員の構成につきましては、記載のとおり職にある者をもって組織いたします。

4の委員長および副委員長の職務、5の会議につきましては、記載のとおりであります。

次に、6の部会では、専門的な事項を調査および検討するための部会の設置や、部会の構成および運営について定めております。

7の報告では、教育長に対し、必要に応じて検討結果を報告するとともに、最終検討結果を報告するとしております。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

裏面8の任期につきましては、最終検討結果の報告があった日までとし、9の庶務は教育部施設課において処理するとするものであります。

10のその他は記載のとおりであります。

最後に、11の実施期日等ではありますが、この要綱は、平成24年11月1日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する、とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

ちょっと確認させてほしいんですけど、一般に私どもは体育館、体育館と言ってしまうんですが、屋内運動場はそういうものを想定してよろしいのでしょうか。

【施設課長】 屋内運動場というのは、文部科学省で決められた正式名称でございますが、通常、一般的には体育館と同じ施設と考えていいと考えております。

【委員長】 特別なものをつくるわけではないんですね。

【施設課長】 そうです。

【委員長】 わかりました。

【施設課長】 ここでは、第四小学校でございますので、小学校の体育館・屋内運動場を整備する、改築するというところでございます。

【委員長】 私が質問したのは、複合施設というか、そういうものを想定されているのかどうかということでございますので。

【施設課長】 この中では、この要綱の中で、社会教育課長や、また防災施設として利用される避難場所ということでございますので防災課長、または改築工事を執行委任しております建設部の部長や建築課長、こういう者も入って検討するというところでございます。

【委員】 第四小学校以外の学校でも今後、このような対応が考えられるのかということをご参考にご教示いただきたいのと、それから3の組織のところ、委員が校長先生と教員以外はすべていわゆる市役所の方ですけれども、要するに事務サイドで進める組織検討委員会ということをごよろしいのでしょうか。

【施設課長】 一つ目の、第四小学校以外の学校でございますが、現在の長期計画におきましては、24年度までにすべての学校で耐震補強工事というのが終了いたします。第四小学校につきましては、ただいま説明をさせていただきましたが、I s値が非常に低いということ、そしてまた木杭を使っているということの後に「等」という言葉がついたんですが、ちょうど水路の上に

建っているということもございまして、そういうことを総合的に検討いたしました結果、建て替えということになりました。その他の施設につきましては、今後10年の計画の中は、10年以降に建て替えということが出てまいります、最終的に9年目に屋内運動場・体育館の基本設計に入っていくだろうという予定での計画でございます。

もう一つは、この委員でございますが、委員がおっしゃるとおり、事務方の中での委員が学校での要望を聞いたということで、特別な体育館をつくるということではなくて、現行基準で決められております中での判断での避難所という部分をつけ加えての小学校の屋内運動場・体育館の改築ということで考えておりますので、このようなメンバーとさせていただきました。

【委員】 案件とは変わってしまうことだと思うんですが、築46年ということで、まずびっくりしたんですが、かなりI s値も低く、安全性から見ると疑問ということで改築ということなんですが、ほかの学校は耐震補強を結構やっていて、こちらは改築で、解体するまでの間はそのままだで使用しているという形で、何年間かは安全対策とかは特にせずに、今の現状で解体するまではそのまま使うということなんでしょうか。

【施設課長】 I s値が0.46ということでありましたけれども、地震に対しまして私も専門家ではないので詳しくは申し上げられないんですが、学校の耐震につきましても、耐震の状態を見ながら、校舎または体育館・屋内運動場ということで順序をつけまして、平成19年度以降、順次耐震補強をしております。0.46であっても、この屋内運動場については、大きな地震がくるか、こないかという想定の中で行っておりますので、建て替えという形になったときに、最終年度にこの建て替えをしよう、まずは補強ができるところをしていこうという形での計画を立てております。安全か安全ではないかという判断につきましては、非常に申し上げにくいところでございますが、今のところは耐震補強をしておりますが、3・11の地震でも何ら問題がないということを考えますと、ある程度の耐震性は持っているのだろうというふうに考えております。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

2 平成24年度(第30回)青梅市芸術文化奨励賞の交付について(文化課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。平成24年度(第30回)青梅市芸術文化奨励賞の交付について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、協議資料2により、平成24年度(第30回)青梅市芸術文化奨励賞の交付につきましてご説明いたします。

初めに、この賞でございますが、芸術文化活動に優秀な成績をあげた市民に交付し、青梅市における芸術文化の振興と豊かな情操の育成に資することを目的として、昭和58年から実施しております。本年度で30回目となります。

受賞の対象期間でございますけれども、平成23年9月2日から今年9月1日までの1年間とさせていただきます。

また、被表彰者の推薦につきましては、市内の小・中学校の校長先生、社会教育委員、青梅市文化団体連盟加盟団体の皆様に推薦を依頼させていただくとともに、広報おうめに掲載いたしまして、広く周知をさせていただきました。

本年は個人7名と5団体の推薦をいただき、10月16日開催の社会教育委員会議（10月定例会）におきましてご協議をいただき、個人5名、4団体を表彰対象として決定をいただいたところでございます。

なお、社会教育委員会議の協議内容は、諸報告に添付をさせていただきました会議録のとおりでございます。

それでは、協議資料2をご覧いただきたいと存じます。表彰候補者の説明をさせていただきます。

1の個人の部でございます。

1. 高山典子さん、この方は書道でございます。該当事項でございますけれども、第64回毎日書道展と第62回毎日書道展で、いずれも秀作賞を受賞されたことにより、表彰候補者とさせていただきますところでございます。

2. 田中綾乃さんでございます。第48回全日本書初め大覧会で文部科学大臣奨励賞を受賞。また、第28回高円宮杯日本武道館書写書道大覧会毛筆の部で、最高賞である高円宮賞を受賞されたことにより、表彰候補者とさせていただきますところでございます。

3. 野崎航平さん、同じく書道でございます。第48回全日本書初め大覧会で文部科学大臣奨励賞を受賞したことによるものでございます。

4. 三神遥香さん、この方も書道でございます。第28回高円宮杯日本武道館書写書道大覧会におきまして内閣総理大臣賞を受賞したことにより、表彰候補者とさせていただきますところでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

5. 技術・家庭の伊原久美子さんでございます。第12回全国中学生創造ものづくり教育フェアで厚生労働大臣賞を受賞されたことによるものでございます。この賞は文部科学大臣奨励賞に次ぐ賞の受賞というところで、表彰候補者とさせていただきますところでございます。

続きまして、2の団体の部でございます。

1. 市立第三小学校金管バンド部でございます。2012全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会に出場したことによるもので、この賞は他校で受賞歴がございますので、表彰候補者とさせていただきますところでございます。

2. 市立第三中学校吹奏楽部でございます。第17回日本管楽合奏コンテストで最優秀賞を受賞したことによるもので、東京都の代表校といたしまして4年連続出場しており、生徒がかわる中、継続した頑張りを認め、表彰候補者とさせていただいたところでございます。

3. 市立第六中学校吹奏楽部でございます。第52回東京都中学校吹奏楽コンクールにおきまして金賞を受賞。東京都の代表といたしまして第12回東日本学校吹奏楽大会に出場したことによるものでございます。結果は、見事金賞を受賞されたとのことでございます。同校では、平成21年度にも受賞された経緯がございますけれども、生徒がかわる中、新たな頑張りを認め、表彰候補者とさせていただいたところでございます。

4. 市立泉中学校吹奏楽部でございます。第52回東京都中学校吹奏楽コンクールにおきまして金賞を受賞。東京都代表といたしまして第12回東日本学校吹奏楽大会に出場したことによることで、表彰候補者とさせていただいたところでございます。結果は、見事金賞を受賞されております。

続きまして、今後の日程でございますけれども、本日ご決定をいただきました場合、市長の最終決定をいただき、芸術文化奨励賞を交付するという日程でございます。

なお、恐縮でございますけれども、青梅市芸術文化奨励賞交付規則で11月に行うと規定しております。このことから、本年度は11月21日に表彰式を開催するよう考えているところでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成24年度(第30回)青梅市芸術文化奨励賞の交付について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第17号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第17号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは初めに、大変申しわけございませんが、資料の差し替えをお願いいたします。提出させていただきました議案の付属資料として、委員の名簿を添付しておりますが、一部に誤りがございました。本日訂正したものを机上に配付させていただいております。訂正の内容につきましては、左側、現任委員の一番下のお2方、PTAの代表の方の就任日・解任日に

ついて記載が間違っておりました。新たにお配りしました「24. 7. 6就任」という形でご了承いただきたいと思っております。それと、右側の改選の委員につきまして、手塚委員の就任日が「24. 12. 1」となっておりましたものを、「24. 11. 1」ということで訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、議案第17号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条第3項第1号にもとづきまして、青梅市教育委員会委員の中から選出されておりました委員の辞任に伴い、議案のとおり、手塚幸子教育委員を青梅市立学校給食センター運営審議会委員に委嘱しようとするものであります。

それでは、本日お配りしました名簿の方をご覧ください。

左側に記載の9月30日をもちまして退任いたしました北島委員にかわり、右側に記載のとおり手塚委員を新たに委嘱しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案の方にお戻りいただきまして、任期につきましては、こちらに記載のとおり、平成24年11月1日から前任者の残任期間の平成25年8月31日までであります。

よろしくご審議の上、ご決定を賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それではこれより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第17号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第18号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案第18号を議題といたします。青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、議案第18号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

本議案は、青梅市民会館条例第19条の規定にもとづき、青梅市民会館運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容でございますが、任期の満了に伴い、議案第18号の資料に記載いたしました全員10人の方を新たに委嘱しようとするものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、青梅市民会館運営審議会委員名簿をご覧くださいと存じます。

こちら10人の委員の方でございますけれども、上から9人の方につきましては再任、最後の

お1人の方につきましては新任ということになってございます。

なお、任期につきましては、平成24年11月18日から平成26年11月17日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜わりますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 新任の方をちょっとご紹介いただきたいと思います。

【文化課長】 新任の土屋みどりさん、この方につきましては青梅市保育園連合会の会長をされている方でありまして、前任の方も同様に青梅市保育園連合会の会長さんをやられておりまして、この土屋みどり先生につきましては、千ヶ瀬第二保育園の園長さん、知識経験者ということで、条例第19条第3項第3号にもとづいて委嘱をしようというものでございます。

【委員長】 よろしいですか。それではこれより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第18号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 特にございません。

【委員長】 それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

11月5日(月)、学校訪問を予定しております。訪問校は今井小学校でございます。当日は8時40分に教育委員会にご集合いただきたいと存じます。なお、委員長はご都合により欠席と伺っております。

次に、11月8日(木)も学校訪問を予定しております。当日は5日と同様に8時40分に教育委員会にご集合いただきたいと存じます。訪問校は、午前が友田小学校、午後が東小・中学校でございます。

次に、11月10日(土)、東小・中学校の創立10周年記念式典がございます。東小・中学校へは、恐縮ですが、それぞれ直接お越しくださいますようお願いいたします。なお、時間は午後1時45分からであります。受付は1時30分までをお願いしたいとのことであります。

次に、11月12日(月)、学校訪問を予定しております。この日は、9時30分に教育委員会にご集合いただきたいと存じます。訪問校は第七中学校でございます。

次に、11月22日（木）、教育委員会定例会（12月分）を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しております。

今後の日程につきましては、以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員